

固定資産税の減額制度

認定長期優良住宅の減額

▼要件 次の全ての要件を満たす住宅

○「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の認定を受けて新築

○平成21年6月4日～30年3月31日に新築

○居住部分の床面積が50平方メートル（1戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル）以上280平方メートル以下

○併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上

▼範囲 居住部分の床面積120平方メートル相当分までの当該家屋の固定資産税の2分の1

▼期間 ①一般住宅（②以外）：課税開始年度分から5年度分

②3階建て以上の中高層耐火住宅など：課税開始年度分から7年度分

▼手続き 新築した年の翌年1月31日までに、所定の申

告書と長期優良住宅の認定
通知書の写しを提出

住宅改修の減額

一定の要件を満たす住宅の改修工事（補助金などを除く工事費用の合計が50万円以上）を行った場合、



固定資産税を減額します。工事が完了した日から3カ月以内に申告してください。

住宅耐震改修

▼要件 昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅

▼範囲 1戸につき120平方メートル相当分までの当該家屋の固定資産税の2分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分（ただし、当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する

「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は2年度分）

▼住宅のバリアフリー改修

▼要件 次の全ての要件を満たす住宅

○平成19年1月1日以前から市内に所在し、新築から10年が経過（賃貸を除く）

○改修後の床面積が50平方メートル以上

▼範囲 1戸当たり100平方メートル相当分までの当該家屋の固定資産税の3分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

省エネ改修

▼要件 次の全ての要件を満たす住宅

○平成20年1月1日以前から市内に所在（賃貸を除く）

○改修後の床面積が50平方メートル以上

▼範囲 1戸当たり120平方メートル相当分までの当該家屋の固定資産税の3分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

住宅改修共通

▼改修の完了日 平成30年3月31日まで

《申込み・問合せ》税務課 ☎21-9046または各振興局市民福祉課

身体などに障害がある方へ 軽自動車税を減免します

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、一定の要件に該当し、期限までに減免申請をした方は、軽自動車税の減免を受けることができます。



減免の対象となる軽自動車

もっぱら障害者の移動手段として継続的に使用している次の軽自動車等が対象です。

また、減免できる台数は障害者1人に対して1台（普通自動車含む）までで、運転者が重複しない場合に限りです。

○障害者またはその家族で生計を一にする方が所有する軽自動車等

○障害者のみの世帯の方が所有するもので、その方を常時介護する方が運転する軽自動車等

申請期限

5月31日(火)

注意事項

○軽自動車税の減免を受ける

と、自動車税（県税）の減免は受けられません。また、豊岡市障害者福祉タクシー利用料金助成事業および外出支援サービス事業も利用できなくなります。

○療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方自身が運転する場合は、減免はありません。

○一定の要件や減免申請の方法は、問い合わせてください。

《申込み・問合せ》税務課 ☎21-9045または各振興局市民福祉課



国民年金のお知らせ

**退職した皆さん、
国民年金の届け出は
済んでいますか？**

国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入して保険料を納めることになっています(平成28年度定額保険料は、月額1万6260円)。会社や官公庁などを退職した方は、国民年金第1号被保険者になりますので届け出てください。また、退職した方の配偶者が扶養家族として第3号被保険者であった場合も、第1号被保険者への種別変更が必要です。手続きは、資格喪失証明書(退職辞令)、印鑑、年金手帳を持参の上、市民課または各振興局市民福祉課で行ってください。

**失業した方には保険料
特例免除制度があります**

保険料免除制度には、金額免除の他、保険料の一部が免除される4分の1免除・半額免除・4分の3免除があり、



**保険料免除・
猶予承認期間の追納**

免除または猶予(学生納付特例、若年者納付猶予)の承認を受けた期間は、定額保険料で納めた場合よりも老齢基礎年金額が少なくなりま

本人とその配偶者および世帯主の前年度所得状況で審査されます。しかし、失業した方には特例があり、本人とそれの配偶者および世帯主のうち失業した方の所得は審査の対象から除かれます。免除申請は、申請月の2年1ヵ月前までさかのぼってできます。

▽**特例期間** 失業した年の翌々年6月までの期間

▽**手続きに必要なもの**

- ・年金手帳
- ・認印
- ・雇用保険受給資格者証、離職票など

▽**窓口** 市民課市民係または各振興局市民福祉課

免除(猶予) された年度	追納保険料月額			
	4分の1免除	半額免除	4分の3免除	全額免除・猶予
平成18年度(10年度目)	3,740円	7,500円	11,240円	15,000円
平成19年度(9年度目)	3,750円	7,520円	11,270円	15,030円
平成20年度(8年度目)	3,780円	7,570円	11,360円	15,140円
平成21年度(7年度目)	3,800円	7,620円	11,420円	15,230円
平成22年度(6年度目)	3,870円	7,750円	11,610円	15,490円
平成23年度(5年度目)	3,810円	7,640円	11,450円	15,280円
平成24年度(4年度目)	3,780円	7,560円	11,340円	15,130円
平成25年度(3年度目)	3,780円	7,550円	11,330円	15,100円
平成26年度(2年度目)	3,810円	7,620円	11,440円	15,250円
平成27年度(1年度目)	3,900円	7,790円	11,690円	15,590円

※3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。

す。しかし、10年以内であれば、その期間の保険料をさかのぼって納める「追納」ができます。生活に余裕ができたときに「追納」をして、満額の老

▽**窓口** 豊岡年金事務所

・認印
・年金手帳

▽**手続きに必要なもの**

年齢基礎年金に近付けましょう。

豊岡年金事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。

なお、代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他、委任状と代理者の身分証明を準備してください。

●**5月14日(土)**は午前9時30分～午後4時

●**5月2・9・16・23・30日(月)**は午前8時30分～午後7時

●**電話での問合せ**

・ねんきんダイヤル
☎0570-0511165

・050から始まる電話
☎03-6700-11165

●**年金個人情報サービス**
日本年金機構ホームページ
アドレス
<http://www.nenkin.go.jp/>

《**問合せ**》日本年金機構豊岡年金事務所
☎22-0948

市役所市民課☎21-9015
または各振興局市民福祉課